

平成20年度大学教育の国際化加速プログラム（長期海外留学支援）支援内容等

1. 支援内容

大学が実施する取り組み中、派遣学生に必要な（1）授業料、（2）奨学金、（3）往復航空賃および大学が取組を実施するために必要な経費を支援する。

派遣学生に必要な経費

（1）授業料

大学等の正式な教育課程で「修士」又は「博士」の学位取得に必要な授業料（保険料等の各種経費は除く）中、年間1万米ドル相当以下の実費額と1万米ドル相当部分を超える実費額については文部科学省が派遣学生の所得基準に基づき決定した金額を支給。

なお、支給金額には上限額が設定される。

また「アジア・アフリカ諸国等における専門の研究」を目的とする者に対して授業料は支給しない。

- 1) 授業料支給額を決定するため、派遣学生の前年所得に係る「所得基準」を設定。
（所得基準） 「修士」の学位取得を目的とする者：541万円
「博士」の学位取得を目的とする者：614万円
- 2) 1万米ドル相当以下の授業料実費額（保険料等の各種経費は除く）は、「所得基準」にかかわらず支給。
- 3) 1万米ドル相当を超える授業料実費額（保険料等の各種経費は除く）は、
平成18年中の派遣学生の所得（配偶者を有する場合は本人及び配偶者の所得（ただし定職所得に限る）の合計）が、「所得基準」内の場合は、上限額内の実費額を支給。
平成18年中の派遣学生の所得（配偶者を有する場合は本人及び配偶者（ただし定職所得に限る）の所得の合計）が、「所得基準」を超える場合は、授業料実費額から、「派遣学生の平成18年所得」と「所得基準」の差を差し引いた額を、文部科学省が定める支給上限額内で支給。
（計算例A：授業料実費額8千米ドル、取得希望学位「修士」、本人収入600万円の場合）
授業料が1万米ドル以下であるため、「所得基準」にかかわらず8千米ドルを支給。
（計算例B：授業料実費額1万3千米ドル、取得希望学位「修士」、本人収入552万6千円の場合）
本人収入が「所得基準」を超えるため、授業料実費額から「本人収入」と「所得基準」の差を差し引く。
（授業料実費額）（「本人収入」 - 「所得基準」の差）
{1万3千米ドル - (552万6千円 - 541万円 = 11万6千円 1千米ドル)}の差とする
1万3千米ドル - 1千米ドル = 1万2千米ドルを支給
- 4) 派遣期間中の授業料支給額についても上記にしたがい決定する。

(2) 奨学金

月額170,000円～102,000円を支給する。(留学先地域により支給金額は異なる：別紙参照)

(3) 往復航空賃

派遣学生の居住地の最寄の国際空港から派遣先大学等の最寄の国際空港までの間の往復下級航空賃(国際空港までの移動経費は除く)

大学が取組を実施するために必要な経費

経費の範囲についての詳細は文部科学省ホームページに掲載の交付要綱等を参照すること。(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm)

2. 平成20年度募集人数

72名

(別紙)

派遣先地域による奨学金月額

地 区	奨学金額(円)	地域名・都市名
指定都市	170,000	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲地方	136,000	北米、欧州、中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) (主な都市)ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオリンズ、ヴァンクーバー、トロント、モントリオール、アムステルダム、コペンハーゲン、フランクフルト、マドリッド、チューリッヒ、ブラッセル、ローマ、ハンブルグ、ウィーン、エルサレム
乙地方	119,000	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 (主な都市)ソウル、ジャカルタ、マニラ、バンコク、ヤンゴン、クアラルンプール、プラハ、ブダペスト、ソフィア、タシケント、サンクトペテルブルク、シドニー、メルボルン、ウェリントン
丙地方	102,000	アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く)、中南米、アフリカ (主な都市)北京、上海、台北、メキシコシティー、リマ、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブエノスアイレス、カイロ、ナイロビ、ケープタウン

地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。